

平成30年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第3日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 平成30年9月13日（木） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第4号）
議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 1番 | 尾形修平君 | 2番 | 大滝国吉君 |
| 3番 | 平山耕君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 長谷川孝君 |
| 8番 | 河村幸雄君 | 9番 | 渡辺昌君 |
| 委員長 | 大滝国吉君 | 副委員長 | 鈴木いせ子君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
- | | | |
|--------|-------|-------|
| 小杉武仁君 | 本間善和君 | 鈴木好彦君 |
| 竹内喜代嗣君 | 小田信人君 | 小林重平君 |
| 山田勉君 | | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|----------------|--------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 税務課長 | 建部昌文君 |
| 同課収納対策室長 | 大滝豊君（課長補佐） |
| 同課収納対策室係長 | 中村繭子君 |
| 同課市民税係副参事 | 国井敏文君 |
| 同課資産税係副参事 | 樋木義昭君 |
| 市民課長 | 尾方貞一君 |
| 同課市民年金室長 | 八藤後茂樹君（課長補佐） |
| 同課生活人権室長 | 佐藤正明君（課長補佐） |
| 環境課長 | 中村豊昭君 |
| 同課生活環境室長 | 長谷部俊一君（課長補佐） |
| 同課生活環境室係長 | 伊藤良子君 |
| 同課生活環境室係長 | 堀内さゆり君 |
| 同課生活環境室係長 | 渡・智雄君 |
| 同課新エネルギー推進室長 | 田中章穂君（課長補佐） |
| 同課新エネルギー推進室副参事 | 遠山勝行君 |
- 10 議会事務局職員
- | | |
|----|------|
| 局長 | 小林政一 |
| 書記 | 百武美奈 |

(午前10時00分)

特別委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての税務課、市民課及び環境課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長(渡辺 昌君)開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第5 議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第4号)のうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長(環境課長 中村豊昭君)から歳出の説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳出

第4款 衛生費

(説明)

環境 課長

おはようございます。よろしく願います。それでは、補正予算書の16P、17Pをごらんいただきたいと思う。17Pの備考欄のほうで説明させていただくが、4款衛生費、1項保健衛生費のほうである。備考欄の下から2つ目、環境衛生費のところの備考欄1、排水路清掃等経費のところの施設維持保全業務委託料ということで229万円の補正をお願いするものである。こちらについては、排水路とか側溝等を清掃する際に出る土砂の運搬業務ということで、一時的に高等等に保管してあるものを再移動するための運搬業務の委託料なのだが、前半の実績を考えて後半ちょっと足りなくなるのかなということで、20回分ほど今回補正予算として上げさせていただいた。1回当たり、税抜きだが、10万6,000円ぐらいかかる見込みになっている。続いて、4目の火葬場運営費のほうだが、備考欄1、火葬場運営経費の修繕料140万4,000円の追加をお願いするものである。こちらについては、荒川の火葬場、それから山北の火葬場のほうにあるのだけれども、荒川の火葬場で燃焼炉のほうのバーナーモーターとかバーナーの部品というものの交換、修繕をする必要があるということである。それから、山北の火葬場になるのだけれども、こちらについても燃焼室内の修繕、それから1号炉耐火台車のほうの修繕ということで必要になってきたということで、合わせて140万4,000円の補正をお願いするものである。めくっていただいて、18、19Pになる。工事請負費であるけれども、337万6,000円の補正をお願いするものである。こちらについても荒川の火葬場、それから山北の火葬場のほうの設備の修繕工事というふうなことになるのだけれども、荒川の火葬場だと断熱扉の昇降装置の修理とか、それから耐火炉の台座の修繕工事、それから山北の火葬場についても燃焼系のセラミック張りかえ工事、それから制御盤のほうが少し修理が必要だということで制御盤の工事というふうなことで予定をさせていただきたいということで今回補正をお願いするものである。以上である。

第8款 土木費

(説明)

環境 課長 21Pになる。都市公園維持管理経費のほうになるが、真ん中あたりである。こちらについては修繕料ということで40万円の補正をお願いするものである。環境課のほうで都市公園などの維持管理をさせていただいているが、各種修理が発生している。年度当初から結構修理が出ていて、不時修繕ということで対応しているので、今回40万円、この先の予定を見込んで不足するのではないかと、これまでの執行もあわせて40万円の補正をお願いするということである。あくまでも不時修繕ということで、予定修繕というものではないのだが、よろしく願いいたす。

歳出

第4款 衛生費、第8款 土木費

(質疑)

木村 貞雄 今説明した16P、17Pの環境衛生費の、これ清水川のあれだね。これ毎年同じようなことしているのだろうけれども、ことし予算下げたのだ。その辺は変わったことは知っているのか。

環境 課長 例年実は補正対応をお願いしている項目である。大体80回分くらい年間必要かなと思われるのだが、当初予算の段階でまず様子を見るというふうなことも含めて60回分くらいの当初予算を計上させていただいている。今回様子を見ながらきたのだけれども、80回分くらいやはり必要ということの見込みになって、20回分くらいの補正をお願いしているというものである。

渡辺分科会長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第6

議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 建部昌文君、市民課長 尾方貞一君、環境課長 中村豊昭君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

(説明)

税務 課長 おはようございます。それでは、平成29年度歳入歳出決算書の11、12Pをごらんください。歳入の第1款市税であるが、市税全体での収入済額は66億9,711万2,258円で、前年度比較では1,992万9,127円の減となった。収入済額を税目別に見ると、市民税は26億2,071万3,294円で、前年度比較では個人市民税はふえたが、法人市民税の減少によって637万2,270円の減、固定資産税は34億2,273万477円で、前年度比較では家屋の新增築分や償却資産の増加によって687万5,643円の増、軽自動車税は2億277万1,266円で、前年度比較では新税率及び重課税率適用の軽自動車の増加に

よって582万3,119円の増となった。市たばこ税は3億9,477万7,661円で、前年度比較ではたばこの売り渡し本数の減少によって2,402万5,632円の減、入湯税は5,583万250円で、前年度比較では入湯客数の減少によって215万2,250円の減となっている。不納欠損額のほうであるが、4,571万5,633円で、前年度比較では1,621万7,120円の増、収入未済額は2億2,981万4,833円で、前年度比較では5,813万3,190円の減となっている。不納欠損については、地方税法で定める滞納処分の執行停止及び時効による消滅等によるものである。市税全体の徴収率については、現年課税分で99.34%となり、前年度の99.14%を0.2ポイント上回っている。また、現年課税分及び滞納繰越分合計では96.05%となり、前年度の95.49%を0.56ポイント上回っている。第1款市税の説明は以上である。

第11款 交通安全対策特別交付金

(説明)

市民 課長 それでは、15、16Pのほうをお願いをいたす。11款1項1目交通安全対策特別交付金、収入済額879万3,000円である。これは、交通事故の発生を防止することを目的に、交通違反の反則金収入を原資といたして、道路交通安全施設整備の経費に充てるために交付されるものである。

第12款 分担金及び負担金

(説明)

市民 課長 次に、12款2項1目総務費負担金である。次のページをお願いをいたす。1節の戸籍住民基本台帳費負担金、収入済額49万6,000円については、備考欄の1、旅券交付事務負担金といたして13万6,000円。これについては、関川村との旅券交付事務の委託契約によって、関川村村民に対する旅券交付の事務を行っているものであって、1件当たり1,600円で85件あった。また、戸籍電子情報処理事務負担金36万円については、栗島浦村のデータ化された戸籍を村上市のサーバーにおいて保管、管理する事務に対する負担金である。以上である。

環境 課長 中ほどから少し下、衛生費負担金のところである。備考欄の1、火葬場運営費負担金125万2,000円だが、これは荒川の火葬場の運営に係る関川村からの負担金である。次の2節清掃費負担金の備考欄1、ごみ処理場運営費負担金4,673万4,000円だが、こちらについてもごみ処理場の運営に係る関川村からの負担金になっている。

第13款 使用料及び手数料

(説明)

市民 課長 それでは、19、20Pのほうをお願いをいたす。13款1項1目総務使用料、1節の総務管理使用料のうち備考欄の5番と6番である。初めに、備考欄の5、行政財産使用料といたして7,500円については、自転車等駐車場用地に立てられている電柱等の土地使用料、1カ所1,500円の5カ所分である。また、6の駐車場使用料については、坂町駅前月決め駐車場の使用料108万8,000円である。車1台当たり月額4,000円をいただいているものである。以上だ。

環境 課長 同じページになるが、3目衛生使用料、備考欄の1、行政財産使用料4万6,957円である。中身については、墓地とか火葬場、ごみ処理場といったところの行政財産使用料になるのだが、電力柱、NTT柱など、それからごみ処理場内では自動販売機

- の設置の場所といったところの財産使用料になっている。以上だ。
- 市民 課長 それでは、21、22Pのほうをお願いをいたす。下のほうになるが、13款2項手数料、1目総務手数料の1節の総務管理手数料のうち備考欄の2である。放置自転車等返還手数料については、駐輪場から撤去いたした放置自転車の返還手数料1台500円の11台分である。以上だ。
- 税務 課長 それでは、その下になるけれども、第2節徴税手数料であるが、収入済額は553万7,456円となっている。内訳については、備考欄のとおり督促手数料などとなっている。以上である。
- 市民 課長 次のページである。23P、24Pをお願いいたす。3節の戸籍住民基本台帳手数料、収入済額2,708万1,880円については、備考欄に記載のとおり戸籍や住民票の交付及び証明等の手数料である。以上だ。
- 環境 課長 同じページになるが、3目衛生手数料、1節衛生手数料のうち備考欄の1、畜犬登録等手数料45万3,000円である。こちらについては、新規登録犬の鑑札交付手数料151件分となっている。次の備考欄の2、狂犬病予防注射済票交付手数料137万6,650円については、2,503頭分の予防注射手数料である。備考欄3の鑑札再交付手数料1万3,140円については、再交付ということだ。次の2節清掃手数料については、調定額が1億9,782万8,380円に対して、収入済額1億9,632万2,610円、不納欠損額85万8,720円、収入未済額が64万7,050円である。不納欠損額85万8,720円については、ごみ処理手数料で82万5,000円、これは12件分ある。し尿処理手数料では3万3,720円、10件分ある。会社の倒産や本人死亡、所在不明などによって未納となって不納欠損に至ったものである。収入未済額64万7,050円については、内訳としてごみ処理手数料の滞納繰越分が3万8,500円、し尿処理手数料、現年度分が42万4,650円、同じくし尿処理手数料の滞納繰越分が18万3,900円となっている。備考欄のほうについては、備考欄の1であるが、一般廃棄物処理等許可手数料10万円については、こちらについては許可することについての手数料をいただいているものである。備考欄2、浄化槽清掃業許可手数料についても同様、許可に対しての手数をもらっているものである。備考欄3、ごみ処理手数料7,415万1,300円については、ごみ袋等の販売代金となっている。備考欄の4、し尿処理手数料3,524万8,200円については、し尿のくみ取り1万5,021件、436万4,820リットル分のくみ取り手数料になっている。1つ飛ばして、備考欄の6、廃棄物処理手数料7,753万5,360円については、ごみ処理場へ持ち込まれた廃棄物、家電リサイクル品、下水道汚泥などの処理手数料となっている。備考欄7、浄化槽汚泥等処理手数料886万4,000円については、し尿処理場へ持ち込まれた浄化槽汚泥の処理手数料になっている。以上だ。

第14款 国庫支出金

(説明)

- 市民 課長 それでは、次のページになるが、14款2項1目の総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち備考欄の3から6になる。初めに、3の個人番号カード交付事業費補助金203万7,000円、これは個人番号の通知及び個人番号カードの発行に関する事務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払う負担金分であって、全額国からの補助金として交付を受けるものである。4の個人番号カード交付事務費補助金65万8,000円については、個人番号の通知及び個人番号カードの交付に要した臨時職員の賃金及び職員の時間外勤務手当に対する補助金である。5の個人番号カー

ド交付事業費補助金繰越明許分248万4,000円については、これは個人番号の通知及び個人番号カードの発行に関する事務を委託している地方公共団体情報システム機構へ支払う負担金の分である。6の社会資本整備総合交付金55万円については、空き家等の調査費用に対する交付金で、調査費用の2分の1である101万5,000円を見込んでいたけれども、国の予算の関係で55万円となったものである。

次に、29、30Pをお願いいたします。14款3項1目総務費委託金、1節の総務管理費委託金については、備考欄にあるとおり自衛官募集事務委託金3万円で、自衛官募集について広報経費としての委託金である。2節戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託費といたして19万7,000円である。これについては、中長期在留者からの届け出受理と法務大臣への報告をいたす事務の委託金である。

2目の民生費委託金、1節社会福祉費委託金については、備考欄のとおり国民年金事務費交付金1,171万9,212円であって、国民年金に関する事務手続及び国民年金事業の普及啓発のための事業費として交付されたものである。以上だ。

第15款 県支出金

(説明)

環境 課長 32Pの上のほうになるが、15款県支出金、1項県負担金の4目事務移譲交付金のうち備考欄の2、事務移譲交付金の環境課所管分2,519円であるが、こちらについては騒音に関する届け出が1件あって、その1件分の交付金となっている。

市民 課長 2項1目総務費県補助金である。1節の総務管理費補助金、備考欄の5、消費者行政推進事業等補助金241万4,000円については、消費生活相談体制整備のための消費生活相談員配置及び啓発を行うための経費としての補助である。消費生活センターの人件費、事業費に対する補助金として交付をされているものである。以上だ。

税務 課長 次に、35、36Pをごらんください。15款3項1目1節徴税費委託金の備考欄をごらんください。備考欄の1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金9,309万9,627円については、市が徴収している市県民税のうち県民税の徴収分に係る新潟県からの委託金である。

市民 課長 2節の戸籍住民基本台帳費委託金、収入済額11万円である。備考欄をごらんいただきたいと思う。1の人口移動調査交付金4万2,000円については、出生、死亡、転入、転出を毎月県に報告していることによるものである。また、2の人口動態調査費事務委託金6万8,000円については、厚生労働省が行う調査の委託金であって、出生、婚姻、離婚、死亡、死産について毎月2回保健所を経由して報告をしていることに対する委託金である。次に、2目の民生費委託金である。次のページをお願いしたいと思う。1節社会福祉費委託金の備考欄1の人権啓発活動地方委託事業委託金24万円である。これについては、人権関係の講演会の開催経費として県からの委託金である。以上だ。

第20款 諸収入

(説明)

税務 課長 それでは、41、42Pをごらんください。20款1項1目1節の延滞金については、備考欄のとおり個人市民税等市税の延滞金である。収入済額は2,173万465円となっている。次に、43、44Pをごらんください。20款6項2目1節弁償金3,000円であるが、これは原動機付自転車または小型特殊自動車の標識紛失に係る弁償金で、1件当た

り300円の10件分となっている。次、47、48Pをごらんください。20款6項6目1節総務雑入のうち、備考欄の上のほうになるが、42、精通者意見価格調査料は、相続税及び贈与税課税の基準となる土地価格の調査料である。また、その下の43、譲渡林分調査料は、相続税などで立ち木の評価算定を行うため、譲渡があった山林の現場調査手数料で、いずれも関東信越国税局からの収入である。その下の44、事務経費求償金は、三菱自動車の燃費不正による納税不足分の納税通知書郵送代と事務経費に係る三菱自動車からの補償金である。以上である。

市民 課長 引き続いて、45、46である。初めに、45の交通災害共済事務取扱交付金については、220万495円の交付を受けたものである。これについては、交通災害共済の加入会員数によって交付をされるものである。次に、46、道路反射鏡移設補償金1万8,144円については、県からの補償金であって、県道の改良工事に伴うカーブミラーの移設が必要になったことによって、その補助金である。以上だ。

環境 課長 同じページの下のほうになる。3節衛生雑入、備考1、資源ごみ等売却収入1,421万6,599円については、資源ごみとして収集いたしたペットボトル、アルミ、紙類等の売却による収入である。2つ飛んで備考欄の4であるが、ごみ処理場有価物売却収入335万8,580円については、ごみ処理場に搬入された鉄くずなどの売却収入になっている。次の備考欄の5、資源ごみ再商品化配分金161万1,317円については、日本容器包装リサイクル協会から前年度に引き渡ししたプラスチック製容器包装等の実績により配分金が交付されたものになっている。そのほかは備考欄のとおりである。

第1款 市税

(質 疑)

木村 貞雄 市税の関係で、前年度と比較して不納欠損額が1,624万7,000円、55%増加しているわけなのだが、収入未済額が逆に減少しているということで、その内訳についてももう少し詳しく説明してもらいたいのだが。

税務 課長 この不納欠損については、時効による消滅と、それから滞納処分執行停止3年継続による消滅と、それから即時消滅と3種類あるけれども、そのうち滞納処分の執行停止が関係していて、滞納処分の執行停止が3年間継続することで不納欠損になるが、年度内の3月31日付で不納欠損にするため、例年3月30日付で滞納処分の執行停止にしているのだけれども、実は平成25年度分を滞納処分の執行停止にしたのが、本来平成26年3月30日付にすればよかったものを平成26年3月31日付にしたと。そのために平成25年度分が不納欠損になったのが平成29年4月1日付だったのだ。要は平成29年度分に不納欠損になってしまった。そのため平成28年度の不納欠損に計上されなかったということで、平成29年度分の不納欠損額が余計になったということである。また、収入未済額が減ったことについては、これはやはり徴収率が年々上がってきているということで、毎年収入未済額減ってきているので、そういったことがあるかというふうに考えている。

渡辺分科会長 ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第12款 分担金及び負担金

(質 疑)

木村 貞雄 17、18 Pのごみ処理場の運営負担金なのだが、これも昨年度と比較すると、これ歳出と関係あるのだけれども、ごみ処理場の歳出の運営費が1,000万円ぐらいます減額であるのだけれども、この歳入の負担金が増額となっているということは何か疑問なのだけれども、その辺について。

環境 課長 こちらの負担金の算出については、平均割と人口割というふうな内訳あるが、それで平均割について、平成29年度は5%だったが、平成28年度は4%ということで少なく計算されている。というのも、村上市、関川村、それから栗島浦村での協定があって、その中で激変緩和ということで、平成28年度4%、平成29年度5%、そして平成30年度6%というふうなことにしようというような中身があったので、そういったことで平成28年度よりも平成29年度のほうが金額が、仮に歳出が同じであっても金額がふえるというふうなことである。

木村 貞雄 極端にはそんなにはならないと思うのだけれども、そうすると運営費がかかろうがかかるまいが、今まで広域事務組合でもやってきたのだけれども、そういったパーセントのあれで負担金を算出するということか。

環境 課長 計算の根拠としては、そういうパーセントということで計算していくことになる。

木村 貞雄 わかった。

渡辺分科会長 ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 使用料及び手数料

(質 疑)

尾形 修平 22 Pの手数料について。先ほど市民課長のほうから放置自転車の返還手数料、500円掛ける11台ということで、これ説明のときに駐輪場におけるというふうに伺ったのだけれども、駐輪場で返還されるのはこの手数料でいいのだからかもしれないけれども、それ以外に駐輪場以外での放置自転車の返還されないやつに関して、どのようなその後取り扱いになるのかちょっと教えてください。

市民 課長 市民課のほうで管理している自転車関係については、駐輪場の自転車のみ管理であって、駐輪場内で放置されていたものについて撤去して、所有者の方にお返しするというようなことで、その他のものについては取り扱いをしていない。

尾形 修平 質問の意図として、駐輪場で100%放置されているのではないということか。必ず返還されているということか。

市民 課長 駐輪場内で放置されているかどうかという判断をするわけだけれども、その際には自転車それぞれに確認の札をつけさせていただいて、それが取り外しされなくてそのままになっていたものについて一旦撤去させていただいて、その後その自転車について登録番号等で警察のほうに照会をさせていただく。そして、所有者が判明したものについて通知をさせていただいて、受け取りに来ていただくというような手続になる。ただ、中にはおいでにならなくて、そのまま処分されるというものもある。

尾形 修平 だから、処分を市民課でやっているのかということ。そうすると、処分すればそれがどこかで雑入か何かで上がってこなければならぬのではないかなと思ったのが1点と、今言われたのは市民課で管理、所管しているのはあくまでも駐輪場だけということなのだけれども、これだけ広い市内で放置されている自転車はでは警察で、それ以外のやつに関してはみんな警察のほうで処理しているという理解でいいのか。

市民 課長 まず、駐輪場で撤去した放置自転車だけれども、その放置自転車についてはこちらのほうでも廃棄処分をさせていただくので、雑入等が入ってくることはない。それから、そのほかの自転車についてであるが、そのほかの自転車について警察のほうで処理しているかどうかということまでについては、済まないが、把握していない。

尾形 修平 いや、だから市内で自転車が放置されていると市役所とか当然警察とかに連絡行くのだけれども、市に来たそういう例えば自転車が投げられているとかといったのはどうするのかということを知りたいのだ。例えば河原とかいろんなところに自転車投げられている、実際の話。そういうのを例えば私らが発見したときに、市役所に通報したときにどういうふうな扱いになるのかということを知っているのだ。

市民 課長 失礼いたしました。放置されている駐輪場以外のものについては、警察のほうで対応されているということである。

尾形 修平 私らが発見したら、市役所ではなくて警察のほうに自転車おっているよと、放置されているよという連絡をすればいいという認識でいいのか。

市民 課長 警察のほうで自転車の登録番号等一覧にして、その情報を持っているので、警察のほうから所有者のほうに連絡をするということになる。

尾形 修平 いい。後で。

渡辺分科会長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 国庫支出金

(質 疑)

木村 貞雄 総務費国庫補助金の課長から説明あった社会資本整備総合交付金なのだけれども、空き家対策として本市で取り組んでいるのだけれども、それで極端に減額になった。さっき課長のほうからは、市のほうの関係でないような、国のほうの関係だと言ったのだが、もう少し詳しく。交付金のあれがどんなふうになってくるのか。

市民 課長 もう少し詳しいところについては、生活人権室長のほうから答弁申し上げる。

生活人権室長 交付金に関しては、うちだけではない。都市計画課でやっている事業とか全て含めて国から交付金 coming。全体を見て、当初上げた金額は要求はするのだが、当然ながら自治体はうちだけではないので、全ての自治体の割合を見て、それで最終的に案分していくので、昨年に関してはほかの自治体も過分にいっぱい使ったものだから、うちの割合が55万円という形になった。以上だ。

木村 貞雄 終わる。

長谷川 孝 30Pの中長期在留者住居地届出等事務委託費というのがある、19万7,000円。この中長期在留者というのはどういう定義なのだからちょっと教えてくれるか。

市民 課長 中長期在留者については、例えば日本人と結婚している方、在留資格が日本人の配偶者等となっている方、あるいは企業等に勤めている方、それから技能実習生や留学生ということになっていて、観光目的でおいでになる短期の滞在者を除く方である。

長谷川 孝 この19万7,000円というのは、何人ぐらいになるわけ。何人だよ。

市民 課長 これについては、処理件数で交付されることになるけれども、昨年度については86件である。

渡辺分科会長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第20款 諸収入

(質 疑)

尾形 修平 では、48Pの衛生雑入で、これ前にもちょっと課に伺ってお話したことあるのだけれども、資源ごみの売却収入、これさっき言ったペットボトルとかアルミの缶とかという話だったけれども、資源ごみで今市で回収している以外に市内の業者さんが独自に回収しているのも実際あるわけだ。そうすると、まあ、言ってみて資源を私らから見ると逆に言うと奪い合っているように見えるのだけれども、ほかの民間の業者さんが収集している量と、量というか、金額ベースで市のほうでは把握されているか。

環境 課長 店舗のほうで、店頭で回収しているようなものについては、リサイクルの数量、率とかの関係があるので、把握しているのだが、金額面では把握できていない。

尾形 修平 今ほど店舗のほうの自動販売機の脇にあるごみ容器というのか、そういうのはメーカーさんが独自に回収していくのだから、多分わからないと思うのだけれども、市内でもごみ収集業者さん、収集業者さんというか、例えばヤマノイさんとかそういう鉄くず扱っているような人たちが独自に各町内にやっているよね。そういうのと

というのは把握されているか。

環境 課長 各町内のほうで独自に回収に回しているものについても量は把握している。金額はちょっとわからない。

尾形 修平 だから、私がなぜこれ質問するかというと、市で収集、売却収入がこれ見ると1,400万円ぐらいあるのだけれども、それを逆に民間が全てやってくれるのだったらどうなのかと、収支のバランスを考えたときに環境課としてはどうなのかということを知りたいのだ。

環境 課長 仮に店舗のほうで全てできるということであれば・・・

尾形 修平 店舗ではなくて、町内で缶ごみ、資源ごみの収集日あるわけだ。村上地区だと2カ月に1回になっているけれども、それを市でやっているやつを全て業者さんが、ではこちらでやらせてくださいと言ったときにはどうなのかということを知っている。

環境 課長 仮にそれが可能、業者が全て回収することが可能ということであれば、市のほうでの業務負担がなくなるので、それはいいことだと思うのだけれども、現実的にどうかということでは検討してみないとわからないところである。

尾形 修平 市のほうは前向きに考えるということか。

環境 課長 検討した結果、できそうだという結論が出ればということであるけれども。

平山 耕 一番最後のほうなのだけれども、今のページ、48Pの3、賽銭と4番のごみ処理場有価物売却収入というのは、主にどんなことを指すのか。

環境 課長 賽銭については、8月16日、お盆のときに特別お盆の仏壇に飾ったものとかの回収をしているが、村上の地区のところの回収場にさい銭箱を置いておくのだ。そうすると、そこに仏壇の供物などを持ってきた方がおさい銭も一緒に入れていってくださるのであるが、そのさい銭ということである。それから、4番のごみ処理場有価物売却収入ということであるけれども、こちらについてはごみ処理場のほうにいろんなごみが集まってくる。その中で不燃ということでは鉄くずなども集まってくるが、鉄とかアルミ、これらを集めて、それを売却するというふうなこともしている。そういったものの収入になっている。

渡辺分科会長 ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(渡辺 昌君) 休憩を宣する。

(午前10時54分)

分科会長(渡辺 昌君) 再開を宣する。

(午前11時05分)

歳出

第2款 総務費

(説明)

市民 課長 それでは、69P、70Pをお願いをいたす。2款総務費、1項総務管理費の9目交通

安全対策費については、備考欄の1、交通安全関係の経費、駐輪場の管理経費及び交通安全協会への支部事業に対する補助金等である。2の交通安全対策施設管理経費の758万6,190円については、カーブミラーの修繕及び設置の経費である。3については、交通安全対策費職員人件費、5人分、3,956万1,551円である。下のほうから次のページにかけてであるけれども、10目消費者行政費484万9,031円については、消費生活センター関係の経費であって、消費生活相談員の経費として2人分の報酬、社会保険料、次のページに参って、講座や啓発用のリーフレットなどの購入費としての消耗品費及び無料法律相談委託料となっている。次に、11目の防犯対策費については、備考欄の1であるが、防犯対策経費といたして6,691万3,952円である。この経費については、主に防犯灯関係の経費であって、防犯灯の電気料、修繕料、設置工事費が主なものとなっている。2といたして、空き家等管理不全防止対策経費である。こちらについては、事務補助員の賃金と空き家等対策計画策定のための実態調査業務委託料が主な内容となっている。なお、調査件数については1,700件を調査している。現在空き家対策計画の素案づくりを行っていて、10月から空き家対策計画策定委員会で計画の策定作業に入って、本年度中に計画を策定する予定となっている。以上だ。

税務 課長 それでは、77、78Pをごらんください。2款2項1目の税務総務費であるが、備考欄をごらんください。内容については、昨年とほぼ同様となっているので、省略させていただきます。次に、3の税務総務費職員人件費の2億3,287万5,976円は、本庁と支所合わせて33人分の人件費である。次に、2目賦課徴収費だが、79、80Pをごらんください。上のほうから8番目の画地認定業務委託料から標準宅地時点修正業務委託料までについては資産税関係の委託料で、毎年の土地、家屋の異動処理を行うための業務委託料や平成30年度の評価がえ関連の業務委託料である。それから、下から2番目の過誤納還付金2,799万5,014円は、法人市民税の予定納税の精算による還付が主なもので、ほかには所得更正、償却資産の修正申告などによって還付したものである。以上である。

市民 課長 3項1目戸籍住民基本台帳費である。備考欄の1、戸籍住民基本台帳経費といたして484万5,748円については、戸籍住民基本台帳に関する届け出、謄抄本の交付、証明書の発行等に係る経費である。備考欄の2のパスポート事務経費15万8,223円については、パスポートの交付に要した経費であって、申請書類の送付のための経費が主なものである。備考欄の3、戸籍住民基本台帳経費【繰越明許分】485万9,400円については、地方公共団体情報システム機構負担金である。マイナンバー通知カード及びカードの発行に係る負担金であって、その事務を委託している地方公共団体情報システム機構に支払いしたものである。4については、戸籍住民基本台帳費職員人件費、本庁、支所合わせて21人分、1億3,100万6,442円である。以上である。

第3款 民生費

(説明)

市民 課長 89、90Pをごらんいただきたいと思う。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の備考欄になる。19の人権・同和対策費377万576円については、男女共同参画計画策定のための委員報酬及び策定業務の委託料のほか、人権研修会の講師のあっせん手数料、各種研修会等の旅費及び参加費、それから人権擁護委員協議会を初めといたす人権関係団体の負担金となっている。続いて、97、98Pをお願いをい

たす。5目の国民年金事務費である。備考欄の1については、国民年金事務経費といたして156万3,484円であって、事務補助員の賃金などが主なものである。また、2の国民年金事務費職員人件費といたしては800万707円である。以上である。

第4款 衛生費

(説明)

環境 課長

それでは、113、114Pをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費の3目環境衛生費である。備考欄のうち主なものをご説明させていただく。3目環境衛生費全体であるけれども、予算額が1億1,744万4,000円に対して、支出済額は1億1,479万2,536円であった。備考欄の1、環境衛生総務一般経費については、支出済額273万9,608円である。主なものといたしては、この事業内での下から5行目になるが、15行目、施設維持保全業務委託料33万9,492円である。こちらについては、市営墓地の草刈り業務の経費である。次の16行目、看板等作製業務委託料28万6,632円については、羽黒町墓地の改葬準備といたして広告用の看板を作成いたしたが、その経費などである。次の17行目、伐採業務委託料70万5,240円については、市営墓地の枯れ木や支障木の伐採処理に要した経費となっている。次、18行目の害虫駆除用薬剤購入補助金については、薬剤の購入申請に基づいて町内集落に助成金を出しているものである。29件ほどあった。備考欄の2、排水路清掃等経費については、支出済額が1,223万3,895円である。3行目の施設維持保全業務委託料1,148万5,324円については、排水路の清掃業務や土砂の搬出業務等に係る委託料となっている。続いて、備考欄の3、畜犬登録等経費である。支出済額69万5,009円となっている。登録や狂犬病予防注射に要した費用である。主なものといたしては、4行目の通信運搬費については、予防接種の通知等に要した経費、5行目の狂犬病予防注射済票交付委託料7万3,235円については、集合注射以外で各獣医師さんの病院でも対応しているが、そういった対応に対しての委託料になっている。それから、備考欄4、新エネルギー推進事業経費である。支出済額1,274万1,000円であるが、1行目の住宅用太陽光発電システム設置費補助金1,150万4,000円については36件分の補助金の支出となっている。2行目、木質バイオマスストーブ設置費補助金123万7,000円については、13件分の補助金の支出になっている。次の備考欄5、岩船沖洋上風力発電推進事業経費については、支出済額229万9,557円である。主なものといたしては、115、116Pに移っていただきたいのだが、3行目、講師・指導員謝礼については20万円であるが、平成29年7月に開催した市民講演会の講師謝礼お二人分となっている。一番最後の行、8行目になるが、通信運搬費については8,050円だが、市民講演会の際の啓発用のツールを飾ったりしているのだが、それらの宅配郵便料となっている。次の備考欄6、個別浄化槽経費については、支出済額514万6,876円である。2行目の合併処理浄化槽維持管理費助成金511万6,876円については、307件分の維持管理助成金と22件分のブローア交換助成金になっている。次、7の環境衛生費職員人件費については、関係職員の人件費になっている。それでは、続いて4目火葬場運営費になる。備考欄、火葬場運営経費ということで2,138万3,456円となっている。主なものといたしては、2行目の指定管理料1,270万4,976円である。こちらは、荒川の火葬場で445万2,924円、村上火葬場で420万6,764円、山北火葬場404万5,288円というふうな内訳になっている。4行目の工事請負費491万5,080円については、村上火葬場の耐火物の補修工事、それから耐火台車の上部取りかえ工事など、荒川火葬場では

斎場のエアコンの入れかえ、それから火葬炉の耐火物の張りかえ工事、消雪用ポンプ取りかえ工事などである。続いて、6目の公害対策費になる。116Pの一番下になるが、こちらについては予算額476万円に対して支出済額は396万5,596円であったが、備考欄1、公害対策一般経費のうち主なものとしたしては、2行目の自動車騒音常時監視業務委託料97万2,000円については、騒音規制法に基づく調査を行った際の委託料である。国道7号で2カ所、県道岩船港線で1カ所の3カ所で調査を実施している。3行目の水質検査委託料104万2,200円については、公共用の水路など40カ所、地下水32カ所などの検査に要した経費である。4行目の臭気測定検査委託料174万960円については、朝日地区6カ所、村上地区2カ所、神林地区5カ所、荒川地区1カ所の臭気測定の検査委託料となっている。

続いて、118Pになる。ページの中ほどであるが、4款2項清掃費、1目清掃総務費である。予算額が4,985万7,000円に対して支出済額4,958万4,165円となっている。備考欄の1、不法投棄対策経費は支出済額が18万5,041円である。こちらは、2行目の廃棄物処分委託料8万3,181円だが、道路脇などに不法投棄されたタイヤなどの処分にかかった経費である。備考欄の2、清掃総務一般経費については、塩町に環境課の倉庫があるが、こちらの管理の経費、それから各団体への負担金などで、支出済額は20万6,818円だった。主なものとしたしては、維持管理経費であるので、余り主なものはないのだが、光熱水費としては3万9,502円、電気料、水道料などとなっている。続いて、備考欄3、清掃総務費職員人件費だが、これは関係職員の人件費だ。次、4款2項2目の塵芥処理費である。予算額8億258万9,000円に対して支出済額が7億9,491万1,843円である。備考欄の1、ごみ清掃対策経費である。支出済額3億2,966万6,180円である。2行目の消耗品費2,020万7,103円のは大半は、ごみ指定袋の購入費用となっている。3つほど飛んで6行目、ごみ袋等取扱手数料1,117万5,630円については、ごみ指定袋の取扱店に対して販売代金の15%を手数料として支出している。9行目、118Pの一番下になるが、ごみ・危険物等収集委託料2億6,081万1,264円については、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の収集に係る委託料となっている。119、120Pになるが、一番上の1行目、廃棄物処分委託料3,042万3,749円については、空き瓶、プラスチック製容器包装等の分別、適合処理、それからリサイクル協会へ引き渡すまでの保管業務となっている。次、備考欄の2、ごみ処理場運営経費である。支出済額が3億5,653万2,893円となっている。主なものとしたしては、5行目にごみ・危険物等処理委託料652万3,144円がある。廃乾電池の運搬処分経費、それから廃家電運搬処分経費が主なものとなっている。それから、8行目にごみ処理場運営業務委託料2億7,819万4,645円である。ごみ処理場の運営を委託している村上環境テクノロジーへの委託料となっている。次の9行目、運営モニタリング業務委託料540万円については、ごみ処理場の運営を定期的に監視する業務委託料となっている。1行飛んで11行目、固化灰運搬埋立業務委託料549万1,789円については、焼却灰の飛灰を固化して、荒沢処分場に運搬、埋設する業務委託料である。次、12行目の焼却灰資源化業務委託料5,694万7,172円については、焼却灰の主灰を資源化するために埼玉県のリサイクル会社に処理を委託しているものである。備考欄3の最終処分場運営経費に移る。支出済額3,760万2,141円である。2行目の消耗品費397万3,950円については、水処理に係る薬剤の購入費となっている。5行目の修繕料151万1,431円については、最終処分場の設備の修繕、それから車両の修繕の経費となっている。少し飛んで12行目、設備保守点検業務委託料267万490円につい

ては、設備の中の消防設備、自家用電気工作物、調整槽、浄化槽などの保守点検業務委託料となっている。3つほど飛んで15行目、施設管理業務委託料1,492万5,600円については、荒沢最終処分場水処理施設の維持管理業務委託料となっている。次、16行目の水質検査委託料265万320円は、荒沢及び板屋越の処分場に係る放流水、それから地下水の水質検査にかかっている費用である。18行目、工事請負費307万4,760円については、荒沢処分場の水路の補修工事、それから集水ピットの修繕工事を実施したものである。次に、備考欄の4、荒川郷施設維持管理経費、支出済額7,111万629円である。主なものとしたしては、4行目の修繕料144万8,733円については、ポンプなどの修繕やショベルローダーの車検時にかかった経費である。8行目の設備保守点検業務委託料111万5,100円については、活性炭の吸着装置、砂ろ過装置の充填材交換業務である。次の9行目、測量設計等委託料204万1,200円については、旧荒川郷ごみ処理場の解体工事に伴う施工管理業務の経費である。11行目の施設管理業務委託料275万4,000円については、水処理施設の運転管理業務となっている。14行目の工事請負費5,832万円である。こちらについては、2カ年の継続事業ということで実施した旧荒川郷ごみ処理場解体工事のうちの平成29年度分の経費となっている。120Pの一番下の行になるが、4款2項の3目し尿処理費である。予算額2億8,897万5,000円に対して、支出済額2億8,779万7,909円となっている。次、1枚めくっていただいて121、122Pであるが、備考欄の一番上、1、し尿収集経費、支出済額1億2,788万8,438円である。主なものとしたしては、5行目に胎内市清掃センター運営管理委託料3,480万円、こちらについては荒川地区のし尿及び浄化槽汚泥の処理を胎内市の清掃センターへ処理委託しているものである。次の6行目、し尿収集委託料9,179万4,952円については、し尿収集業者への委託料である。備考欄の2、し尿処理施設管理運営経費については、し尿処理施設アクアセンターの維持管理運営に係る経費である。支出済額1億5,990万9,471円である。主なものとしたしては、2行目の修繕料100万7,478円については、し尿処理場の設備やし渣運搬車にかかった修繕費となっている。4行目の指定管理料1億1,550万4,000円については、村上市環境公社有限責任事業組合に対しての指定管理料となっている。8行目の工事請負費3,998万9,160円については、定期設備修繕工事として施設内部の設備の修繕を実施したものである。

第8款 土木費

(説明)

環境 課長 それでは、161、162Pをごらんください。8款土木費、6項都市計画費、3目公園費のうち環境課の分であるが、備考欄の1、都市公園維持管理経費については、市内の都市公園や公園緑地などの維持管理に係る経費である。支出済額1,567万2,752円となっている。主なものとしたしては、3行目の光熱水費160万2,287円については、公園のトイレなどの電気料や上下水道料金となっている。8行目に施設維持保全業務委託料1,220万4,216円であるが、これは公園の清掃や除草等に係る委託経費となっている。以上である。

第2款 総務費

(質疑)

尾形 修平 では、72Pの防犯対策経費なのだけれども、光熱水費、防犯灯の電気料だと思うの

だけれども、副市長も含めて聞いていただきたいのだけれども、防犯灯だけではなくて市内には、例えば装飾街路灯ついている商店街なんか、商工観光課の補助金使って街路灯をつけているところがある。そこも当時であれば商店がよくやって、その商店の方々がみんな電気料とかも負担しているのだけれども、今これだけ商店がなくなってきて、1軒にかかる負担が非常に大きいというような話を実際いろんな方から伺っているのだけれども、装飾街路灯を防犯灯と共有している部分が私は大いにあるのではないかなというふうに思うのだけれども、その辺で市のほうである程度、装飾街路灯は市の補助金もらってつけているのだから、電気料は商店街の人が持ちなさいという時代はもうそろっといいのではないかなというふうに私は思っているのだけれども、その辺、市長でも市民課長でもいいのだけれども、どういうふうにお考えか。

市民 課長 防犯灯については、各商店街等で設置している街灯があるけれども、当然その部分については防犯上の効果もあるわけである。ただ、こちらのほうで今ついている防犯灯というか、商店街でつけている街灯、それが例えばもう古くなって建てかえの時期に来ているのだけれども、そこまではできないという場合については、こちらのほうで防犯灯については一応40ワット未満ということになっているので、その基準に入るものについてこちらのほうでかわってつけることはできるよというご案内はさせていただいている。

(「電気料だ」と呼ぶ者あり)

市民 課長 電気料については、今現在はそれぞれの商店街でご負担をいただいているということであって、今のところ市のほうで負担するということについての協議等はされていない。

尾形 修平 今後市の政策としても、これだけ商店街がなくなってきて、例えば岩船なんかでも商店やめて個人でやっている方も当時負担金を出したがために今も、商店はやっていないのだけれども、負担しているのだという方が結構いるのだ。そういうものに関して余りにも、それに縛られることなく、私は制度の見直しも含めて考えていく時期なのではないかなというふうに思っているのので、今回質問させてもらったのだけれども、副市長、いかがか。

副 市 長 特に商店街におけるいわゆる防犯効果としての街路灯については、今委員からのご発言で私も認識を新たにしたところだ。いま一度、防犯灯とそうではないということの定義づけがどういうふうになっているのかということは今課長が申し上げたとおりなのだが、それに縛られることなくというご発言であるので、その点についても含めて検討させていただきたいというふうに思う。

尾形 修平 では、もう一点。その下なのだけれども、昨年空き家の実態調査ということで業務委託料約200万円支出しているのだけれども、その成果について若干、簡単でいいので、報告してもらえればと思う。

市民 課長 今集計も大分しているところであるけれども、また若干数字が動く場合もあるが、空き家として今調査した中で、例えば現状何とか処分というか、売れるというのについては49件あった。建物を解体して更地にすれば土地が売れるのではないかといいところが92件あって、多少修繕すれば売れるのではないかといいところが91件あった。そのほか管理が不全な空き家と認められるところが341件である。概要としては以上である。

尾形 修平 今回の調査対象として空き家と市のほうで認識した件数というのは何件、総体で。

市民 課長 空き家については970件である。
尾形 修平 今までそれこそ過去に市で空き家として、あの当時調査したのは市の職員とか区長さんが外から目視で調査したときに約1,500件というふうに、今までも議会でそういうような答弁されてきたと思うのだけれども、ではそれ目視で見たのが実際は空き家でなかったということなのか、これだけ数が減るということは。
市民 課長 今回の調査においては、前回からの間に大分取り壊しされたり、新しく建物が建てかえられたりということも大分確認されているし、そういったことで減ってきていると思うが、今回の調査の結果としてはそういったことである。
渡辺分科会長 ほかにあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

小林 重平 今回の空き家の件なのだけれども、970件ということだが、この970件というのは、家族というのか、この方々はもう帰ってこれないという方が多いのか。
市民 課長 970件ということで、家族あるいはそれぞれの所有者の方についてはアンケート調査をさせていただいている。その結果を受けて今後いろいろこちらのほうからも、例えば売る意思があるところは業者のほうを紹介させていただいたりとか、管理についてどういったふうな管理を今後していく予定なのかとか、そういったアンケート調査をさせていただいているので、その調査結果に基づいて今後指導をしていきたいというふうに考えている。
小林 重平 いわゆる更地にすればという問題もあるのだけれども、税法上の何か、固定資産税が高くなるということ言われているけれども、これ国の問題なのであろうけれども、例えば、税務課長、村上市で更地にした場合、これ例えば俺の海老江の場合なんかは大して余り変わらないのだけれども、場所によっては更地にした場合固定資産税がアップする可能性があるわけだけれども、税に対して何とか村上市独自でというのは難しいのであろうけれども、その辺やっぱり検討して、逆にそこに新しい方に住んでいただくというようなことも一つの方法であろうと私思っているのだけれども、その点についてはいかがか。
税務 課長 固定資産税が高くなるというのは、小規模住宅用地というのが200平方メートルまでが課税標準額6分の1、それを超える部分が3分の1となるということで、解体すると6倍あるいは近くなるというふうなことで高くなるということであるが、税法によってこれは変えることができないが、今空き家等対策特別計画をつくっているが、その中で特定空き家というふうなことで指定された場合、そういった小規模住宅用地の特例をなくすとか、そういうようなことはできるというふうに聞いている。
小林 重平 終わる。
渡辺分科会長 ほかにないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費、第8款 土木費

(質 疑)

長谷川 孝 114Pの岩船沖洋上風力発電について、胎内市と村上市の事務局でお互いに情報を共有するというような話を提案したことがあるのだが、その後どういうふうになっているか教えてくれるか。

環境 課長 市長同士の話し合いなどもされているようであるが、その詳しい内容はわからないが、そういったこともあって、村上市と胎内市についてはことしへ入って2回ほどちょっと打ち合わせをさせてもらっているところである。具体的に何という事業がとかいうようなことではないのだが、村上市のほうはいろいろ経験が豊富であるので、胎内市さんにこの先どんなふうな形で進めていけばいいかとかいうことを聞かれたりすることが多いというふうなことになっている。あわせて、その際に県のほうもあわせて話し合いの中に入っていたりしているところである。

長谷川 孝 もう一つ、116Pの公害対策一般経費の中で、昨年度から岩船地区で豚舎の臭気が夕方からひどいということで、ことしも結構夏場、十四、五回ぐらい若干強い臭気とかあったのだけれども、結局去年からことしにかけて新しいことをやったこと並びに9時以降になると、やはりミストが切れるのか知らないけれども、9時以降に結構においがするというところもあるのだが、その辺の今までの経緯について教えてくれるか。

環境 課長 私も岩船地区の住民であるので、実感として状況はわかっている。ことし7月の31日に神林地区の小口川の3業者さんと市のほうと県のほうとあわせて打ち合わせ、会議を持たせていただいた。その中で平成29年度の取り組みなどの話もさせていただいたところである。平成28年度から水噴霧装置設置の準備を始め、平成29年度に設置し、それをまず運営してみた。その中で、各業者さんもそれぞれの考え方というふうなこともあるので、若干やっぱり取り組み方法も違うのだけれども、県の普及センターのほうで臭気の数値なども実測しながら、効果的な噴霧の方法などの実証研究をしているところである。その結果などもその場で報告をされたところだが、県のほうの数値の検証といたしては、5分くらい噴霧すると70%まで数値が軽減するというふうなことになっているようだ。それで、20分から25分するとまた戻ってくるというようなことなので、30分刻みでいうと5分ないしは10分ぐらい噴霧して、20分から25分ぐらいとめて、またというふうなサイクルを繰り返すのが効果的なのではないかというふうなお話もされていた。これは県のほうのお話だ。実際はどうかというふうなことだが、同じような形でされている業者さんもいらっしゃったし、1時間サイクルぐらいでされている業者さんもいらっしゃった。それぞれ状況なり考え方なりの相違でそういったこともあるのだろうけれども、今回県のほうのこういう報告があったので、こういったこともやってみていただけるかというふうな話をその場でしたりもいたしたところである。実際夜のほうのだけれども、夜も含めて24時間やっていたら業者さんもいれば、9時でとめるというふうな業者さんもいらっしゃる。こちらについては、なかなか強制というわけにもいかない。それぞれいろんな事情があってそのようなことになっているけれども、できれば夜ももう少し遅くまでやってもらえればというふうな話もその場で出たところである。実際の臭気の濃度については、その年の環境にもよるので、ことしは夏場本当

に暑かったので、一概には比べられないと思うのだが、岩船の連絡所と、それから神林の支所のほうで職員等をお願いして、1日3回ぐらい、人間の感覚での調査になるけれども、やっている。においの強い回数は、平成28年、去年平成29年、それからことしの平成30年の前半になるけれども、7月までの比較をしてみたのだけれども、回数は減っているというふうな結果になった。ただ、8月以降また暑い日があったので、その辺の実績が今まだ集計されていないのだけれども、7月末での話ではそのような状況になっている。岩船地区の近況については以上のようなことである。

稲葉久美子 支出のほうに今出っていたので気づいたのだけれども、幾らで買って幾らで売なのか、収支というのかな、それから町内でごみ清掃なんかやると無料で出てくるわけだけれども、そこら辺の状況はどんなになっているのか教えてほしいと思うが。

環境 課長 収入のほうも若干絡むので、あわせてだけれども、収入のほうにごみ処理手数料七千四百何かがしというふうなことがあるが、これがごみ袋等の販売代金になっている。これは収入のほうである。支出のほうになるけれども、支出のほうではごみ袋の作成費用というものがかかっている。ごみ袋の作成費用として1,960万円ほどかかっている。こちらが支出と収入の関係である。それから、物としてのお金ではないのだけれども、ごみ袋の取扱手数料といたして1,117万5,000円ほどかかっている。こういったものを足していくと当然支出のほうに余計にはなるのだけれども、といったことで・・・失礼した。言い間違えた。収入のほうに余計になっていた、ということである。あと各町内等の環境美化活動については、無償でごみ袋を配布させていただいている。数量については、今ちょっと手元に資料はないのだけれども、各町内のほうとか、それから職場の方、有志の方、そういった方からの申請時に何枚必要なのだというふうなことを申請していただいて、その数だけ配布させていただいているところである。

稲葉久美子 済まない。後でいいけれども、数字を出して教えてほしいと思うけれども、よろしいか。

環境 課長 集計して出したいと思う。

渡辺分科会長 ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

小林 重平 太陽光だけれども、これ決算に関係ないのだけれども、管内には余り大規模な太陽光を設置しているところはないのだけれども、先般東北電力さんか、買い取り価格を何年かけて今の2分の1にするという新聞発表があった。そうすると、やはりそういう自然エネルギーのあれがダウンするのではないかという懸念をしているのだ。管内、村上市内どの程度あるのかわからないけれども、その辺進めていく上で皆さんに、個人に補助金を出して設置してもらっているわけであるけれども、その辺のことちょっと心配な点があるのだ。そういった点についてちょっとどんなふう考えているのか。もう一つは、これは正直言って余り太陽光、太陽光でやられると、自然エネルギーは大事なけれども、それを売電するという、東北電力さんが買うということは、そのまんま我々消費者にその電気料がかかってくるということもあるのだ。だから、どっちがいいのか悪いのかというのはわからないけれども、どうもその辺が、東北電力さんが発表したのは今の北海道地震のあれもある

のだろう。それは何かといえば、火力であれ何であれ、こういう場合には電力が足りなくなる。私の意地悪な考えなのだけれども、やはり国は原発を稼働させたいのではないかという懸念があるわけ、正直言って。私は、原発推進だけれども、推進しているのだけれども・・・

渡辺分科会長
小林 重平
環境 課長

簡潔にお願いします。
その辺のこともあるので、ちょっと太陽光についてのあれをお願いしたいと思う。買い取り価格については、当初に比べれば下がってきている。おっしゃるように買い取り価格、裏をいけばほかの消費者にはね返ってくるというふうな制度である。市のほうでは、太陽光発電のパネルの補助金支出しているわけであるけれども、そのHIT価格云々というふうなことで補助金の制度を変えるというふうなことの検討は別に今特別していないので、そちらが変わったから今の補助制度を何か変えるというふうな、今すぐにそういうお話ができるような状況ではない。いずれにいたしても、つけて損をするとか得をするとかということよりも、環境保全というふうな意味での太陽光発電という趣旨にご賛同いただけてつけていただくというふうな方がふえていただくことがよろしいのではないかと思っている。あと後半のほうについては、少し市の判断できる範疇ではないと思うので、ちょっとご容赦いただければと思う。

鈴木いせ子
環境 課長

116Pの臭気の検査についてお伺いしたいのだけれども、朝日地区、村上地区から非常ににおいがするという苦情を私何回ももらっているのだが、臭気検査をしていて年々落ちてきているのか、それともそのままなのか。
数値を測定している。一応基準値内におさまっていることがほとんどではあるのだけれども、やはりおさまらないときもある。おさまらないときについては、市のほうから文書指導というふうなことでやっているのが現実的な話。それから、対策といたしては、地元の方とか業者のほう、それから市のほうから集まって、それぞれの立場でまた話し合いをしているというふうなことがある。においのことであるので、どうやってもゼロにはならないということで、苦情とかそういったものもなくなるということはないのだけれども、全般的には昔に比べればよくなっているというふうな声も聞いているところである。ただし、今申し上げたようにゼロにはならないというのが現状というふうなところである。

鈴木いせ子
環境 課長

皆さんにおいで困っているわけなので、ゼロになるのなんて考えられないわけなので、もうちょっとそういうところに注意を、厳しくやっていただきたいと思う。以上だ。
わかった。この先もまた、当然だが、こういった調査を続けて、必要な指導等行ってまいりたいと思う。

渡辺分科会長 ほかにないか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

分科会長（渡辺 昌君）散会を宣する。
（午前11時57分）